

# 吉野晴夫市長を告発

議会は、九月議会において、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項」と、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項」を調査していた。市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会。委員長から提出された、吉野市長の虚偽の陳述に対する告発について、始めに調査特別委員会副委員長から詳細な趣旨説明があり、討論を省略して採決を行い、賛成多数で可決しました。

調査特別委員会は、平成二十年九月二十三日に調査を完了し、結果、議長に対し告発申出書を提出し、吉野市長が地方自治法第百条第七項に規定する虚偽の陳述をしたものとし、同条第九項の規定により告発するべきであるとして議決を求め、採決の結果、賛成十八、反対二で、告発は可決されました。

議決の結果を踏まえ、議会は告発状を作成し、平成二十年十月三日に奈良地方検察庁検事正あて、議長からの提出を完了しました。

吉野市長に対する告発の罪状は、『地方自治法違反』、罰状は、『地方自治法第百条第七項(虚偽の陳述)』です。

# 吉野晴夫市長に対し辞職勧告決議を可決

議会は、九月定例会最終日の九月二十五日、吉野市長に対する辞職勧告決議を、十二対八の賛成多数で可決しました。

これは、この間の、消防庁舎建設問題、岡中継施設建造工事、幼稚園及び保育所の統廃合、例のない百条委員会における偽証の告発、消防長の問題発言等、市長としての基本的な資質の欠如に加えて、地方自治制度に対する無理解など、市長のリーダーシップの欠如が指摘されたものであり、提案理由の趣旨説明、反対討論、賛成討論ののち、起立採決の結果、この辞職勧告決議案は可決されました。

反対討論は、吉野市長の虚偽の陳述に対する告発が賛成多数で可決されたところであり、今後、司法の手により市長の発言が偽証であったのかどうか明らかになるので、その結果を待つべきであり、今出された辞職勧告決議は拙速であり、直ちに態度を決めることができないというものであります。賛成討論は、吉野市長就任以降の市長の行政運営に強い懸念を抱き、議会の存在意義について憲法の精神を理解していない。ゆえに決議案のとおりであり、むしろ遅きに失するということでありました。

吉野市長に関しては、本年三月十二日に開催された予算審査特別委員会でも取り上げられたように、『月刊奈良』の本年二月号の対談記事の中で、「現状では議会との対決は解決の道がない。変化を求めない議会。五條市には、理屈でいえない異常な部分がある。これもわがまちの姿です。そういう形でやってきて、五二〇億の負債を抱える結果になった。」と、議会の体質を変え、先決と堂々と主張したい。とあり、その雑誌を各議員に届けています。このような行為を見る限り、辞職勧告も無理がないと語る人もいます。

## 吉野市長に対する辞職勧告決議

昨年4月22日に吉野市政が誕生し、就任後初となる平成19年第2回6月定例会以来、5度の市議会定例会と2度の臨時会を経て、現在、6度目の市議会定例会中であるが、この間の様々な時と場所における吉野市長の言動は、市政の混乱に拍車をかけている。

その要因として、以下列挙する。  
まずは、無責任な政治姿勢である。  
消防庁舎建設予定地の見直しを表明し、今日まで結論を持ち越したままであること、現在は休止とされているが、岡中継施設建造工事の突然の工事中止の決定、幼稚園及び保育所の統廃合に対する保護者や市民への無責任な対応、さらには、今定例会で偽証の告発を、大多数の議員の賛成により議決されたことなど、全く無責任な政治姿勢であると言わざるを得ず、五條市政を預かる最高責任者としては、リーダーシップの欠如を指摘するものである。

次に、地方自治制度に対する理解不足である。  
地方自治体の意思は、最終的に市民の代表者たる議会によって決定され、執行機関である市長により事務執行が進められる。この両者はもともと役割が異なるものであり、市長が自らの職務を円滑に進めようとするならば、議会敵視という姿勢はありえないはずであるが、これまでの市長の議会軽視の姿勢、さらには無用に議員を敵視し混乱を助長するような行為を見る限り、議会と市長のそれぞれの役割など、基本的な地方自治制度に全く無理解であると疑わざるを得ない。

以上、述べたとおり、吉野市長は、行政の最高執行責任者としての基本的な資質が著しく欠如しており、自ら率先して市政の混乱に拍車をかけてさえる。

よって、五條市議会は、これまでの市政運営のあり方について極めて重大な危機感を募らせており、一刻も早く市民の市政に対する信頼を回復することが必要であることを強く認識するものである。

吉野市長は、市政運営の最高責任者として、自らの失態について強く反省され、自らの責任と意思により市長の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。  
平成20年9月25日 五條市議会

# 消防長に本会議等への出席停止を命じた

九月定例会初日の八日、議会は、鶴田 剛消防長の本会議への出席を求めないことを通告し、退席を求めました。

これは、先の六月定例会中の二十五日、五條市消友会総会時における消防長のあいさつの中で、議員からの一般質問を取り上げ、極めて不適切な発言があったとして、二十七日の本会議で、議員から緊急質問が出されました。

消防長の陳謝と任命責任者である市長から謝罪発言があったものの、公人としての消防長の発言の内容が、議会における議員の「発言自由の原則」を制限しかねないものであることから、議員全員協議会にも諮り、六月定例会終了後、文書による謝罪を求めたところ、消防長からは、「本会議で謝罪をしたので、更に謝罪文を提出する意思はありません」との回答がありました。

議員全員協議会は、これを、議会を軽視するものであるとして、再度提出要求をしましたが、文書で提出しない旨の回答があり、結果、九月一日に開催した議会運営委員会において協議し、消防長に対しては、議会への出席を求めないこととして、議長から、地方自治法第百四条の規定により退席を求めました。

# 編集後記

この度「市議会だよりGOJO」第36号発刊の運びとなりました。

議会活動の状況を広く市民に伝え、市民の声を市政に反映させたいと願っています。市民は各々自分の意見、要望があるわけですが、もちろん議員も各々持っているのですが、行政はこれを、だれが見ても公平な視点で進めていかなければなりません。

現在、全国的にみても地方財政は疲弊しており、五條市も例外ではありません。五條市においても財政改革を行っていかねばなりません。これを進めると、市民サービスの低下を招くのは必定です。だれもが望むことではありません。

現在理事者と議会の摩擦が露呈しております。理事者側の財政改革の発想自体は良とすべきですが、余りにも独善的であるため、市民議会に十分な説明責任がなされていないのが現状であるがためです。まして公人の発言は、地球よりも重いと云われています。「言った」「言わない」等の個人の会話ではありません。

市民各位の福利向上のため、皆さまからの御意見、御叱責をおおきながら発刊に努めてまいりたいと考えております。

## 広報編集委員会

- 委員長 田原 清孝
- 副委員長 峯林 宏政
- 委員 大谷 龍雄
- 委員 黄木 英夫
- 委員 寺本 保英
- 委員 藤富美恵子

